

## 論文

# 少子化対策における移民の役割

川 本 敏

Function of Immigration to Counter Declining Birth Rate in Japan

KAWAMOTO Satoshi

### はじめに

少子化対策が十分な効果を発揮できず出生数の著減が続く一方で在留外国人は増大傾向にある。こうしたなか、政府は本年6月に即戦力として技能・専門性を有する人材の拡大を図るための新たな在留資格の創設する方針を決定している。

外国人労働者の受入れ拡充は、移民政策や人口減少対策、少子化対策の一環ではないと政府はしているが、移民という言葉を使う、使わないにかかわらず、在留外国人なканずく在留外国人労働者の拡大政策は国際的には移民政策と呼ばれるものである。

ここでは、在留資格の現状・課題、移民の経済社会への影響、少子化対策における役割、行き詰る少子化対策の打開策について考察する。<sup>i</sup>

## 1 在留外国人の現状

### (1) 移民と中長期在留外国人

移民という用語は一般に日本では「他郷に移り住むこと。特に、労働などに従事する目的で海外に移住すること、また、その人」<sup>ii</sup>を指す場合が多く、そこに移り住んで本国に帰らないこと（人）を意味している。国連やOECDの統計では1年以上他国に滞在する行為を移民（migration）と定義し、そうする人がmigrantである。そのうち出入国を分け外国から入ってくるのが（入国）移民（immigration）、出ていく行為が（出国）移民（emigration）であり、人に着目すれば入ってくる人がimmigrant、出ていく人がemigrantである。日本語の移民という言葉は、永住を基本に、この行為・人の6つのカテゴリーを文脈で使い分けて使用している。

日本では1年以上在留許可を得て滞在している人たちは、国際的な統計上の定義と異なり移民という言葉は使わず、在留外国人と呼称しており、法令上、「永住者」「定住者」は使用されても「移民」という用語は存在しないという奇妙な状況になっている。

OECD等でも移民の中で、留学、技能実習、ワーキングホリデイなど帰国を前提とした労働を主目的としない移民は一時的移民（temporary migration）と称して永住的移民（労働移民を含む）と区別する場合がある。国語辞典に見られる日本の一般的な移民の用例は、以下で説明する在留資格のうちで在留期限が制限されていない外国人の移動、あるいはその人の意味に近いといえる。<sup>iii</sup>

かつて日本の移民は、増大する人口を減少させるために南米や米国に向かった歴史がある。現在は人口が減少するなか、適正な人口水準の確保のため移民の活用が民間で提案されている。少子化対策、人口減少対策としての移民は、どれだけの外国人を日本社会に永住、帰化するのが最適化かを考えることに帰着する。

現状は労働力不足を補うために資格毎に在留許可を与えて就労してもらっている。滞在期間が終了すると、希望者は条件を満たせば永住を許可されるが、それ以外は帰国することが原則となっている。初めから永住を前提としている期限のない在留許可が与えられているのは特別永住者、日系の3世等の場合である。

では、現在日本に滞在している短期滞在（観光客、会議参加者等）を除いた中長期の在留外国人は、どのような在留資格のもとに位置づけられているのであろうか。

現行の「出入国管理及び難民法」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」による在留資格は、たいへん複雑で用語から直ちに内容が連想できないものもある。理解を深めるために、まず、在留資格を身分、就労に着目して整理してみると以下の通りとなっている。<sup>iv</sup>

①身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

特別永住者（第2次世界大戦以前から居住している在日韓国・朝鮮人等とその子孫たち）

永住者（永住許可を受けた者）

日本人の配偶者等（実子・特別養子含む）

永住者の配偶者等（日本で生まれ引き続き在住している実子含む）

定住者（日系3世、外国人配偶者の連れ子、難民認定者等）

②就労が認められる在留資格（活動制限あり）

技能実習、

専門的・技術的分野の在留資格（16資格）

技術・人文知識・国際業務（技術者、通訳、デザイナー、マーケティング従事者等）、

技能（外国料理調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属加

工職人等)、  
経営・監理、企業内転勤、教育（語学教師等）、高度専門職、教授、  
宗教、興行、医療（医師、歯科医師、看護師）、研究、芸術、報道、  
法律・会計業務、介護、  
特定活動（外交官等の家事使用人<sup>v</sup>、家事支援外国人材、EPAに  
基づく外国看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリ  
デー、難民認定申請者、建設就業者等）

③就労が認められない在留資格（ただし資格外活動として就業可）

留学（大学、日本語学校等、週28時間内のアルバイト就労可能）、  
研修、文化活動（日本文化の研究者等）  
家族滞在（就労資格等で在留する外国人の配偶者、子）

在留期間は、①の身分・地位に基づく在留資格には制限はないが、それ  
以外の資格は最長5年であって、一定の条件を充たして更新、永住者資格  
等への切り替えが許可されない限り、帰国しなければならない。

なお、難民は、難民申請者は「特定活動」、難民認定者は「定住者」の  
在留資格が与えられている。

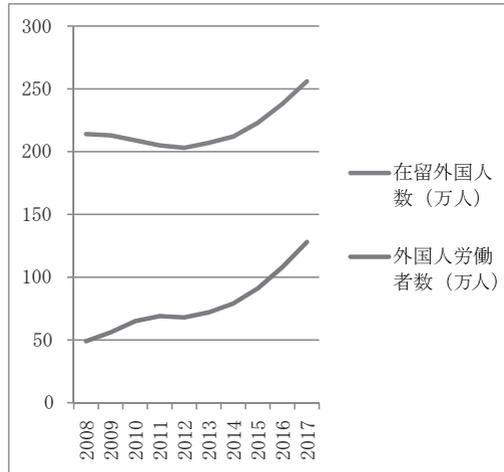
## （2）在留滞在外国人の推移

では、こうした在留外国人（以下では、特に断りない限り、「中長期の  
在留外国人」のことを「在留外国人」と記す。）の近年の推移と在留資格  
別の動向を見てみよう。

2013年以降増大を続けて2017年末現在の在留外国人数は256万人（対前  
年比7.5%増、総人口の2.0%）となっている。（第1図参照）

在留資格別では、多い順に、永住者（75万人）、特別永住者（33万人）、  
留学（31万人）、技能実習（27万人）、技術・人文知識・国際業務（19万人）、  
定住者（18万人）、家族滞在（17万人）、日本人の配偶者等（14万人）となっ  
ている。特定活動は6.5万人、高度専門職は0.8万人にとどまっている。（第

第1図 在留外国人数等の推移



法務省「平成29年末現在における在留外国人数について（確定値）」（2018.3）、厚労省「外国人雇用状況」の届出状況（概要版）（2017年10月末現在）」（2018年1月）により作成。前者は年末である。

### 1 表参照)

対前年比で2桁以上の伸びを示しているのは構成比の高い順に、留学、技能実習、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、特定活動、永住者の配偶者等、高度専門職、医療である。

国籍・地域別に多い順にみると中国（73万人）、朝鮮（45万人）、ベトナム（26万人）、フィリッピン（26万人）、ブラジル（19万人）、ネパール（8万人）、台湾（6万人）、米国（6万人）、タイ（5万人）、インドネシア（5万人）となっている。ベトナム（技能実習）、ネパールの増加が目立っている。

なお、2017年の難民認定数は20人、難民と認められないが人道的観点から滞在が認められた者45名を加えても65人と極めて少ない（欧州諸国の人道的観点からの受入れは2016年69万人）。難民申請者は在留資格「特定活動」として、長期にわたる審査期間中に就労が認められることから近年急増し2017年には2.0万人となっている。

帰化は永住者が日本国籍に得て在留外国人から日本人になることであって、通常、日本に5年以上滞在する外国籍の者が所定の要件を充たすときに認められる。帰化許可者数は1999年まで増加傾向にあったが（ピーク16万人）、以降2013年まで減少しその後漸増、2016年は9600人となっている。

第1表 在留資格別在留外国人の推移

| 在留資格               | 2013年末<br>(単位千人) | 2017年末<br>(単位千人) | 構成比(%) | 対前年末増減率(%) |
|--------------------|------------------|------------------|--------|------------|
| <b>身分・地位に基づくもの</b> |                  |                  |        |            |
| 特別永住者              | 373              | 330              | 12.9   | -2.7       |
| 永住者                | 655              | 749              | 29.2   | 3.0        |
| 日本人の配偶者等           | 151              | 141              | 5.5    | 1.1        |
| 永住者の配偶者等           | 25               | 35               | 1.4    | 11.8       |
| 定住者                | 160              | 180              | 7      | 6.5        |
| <b>就労が認められるもの</b>  |                  |                  |        |            |
| 技能実習               | 155              | 274              | 10.7   | 20.0       |
| 技術・人文知識・国際業務       | 115              | 189              | 7.4    | 17.5       |
| 特定活動               | 23               | 65               | 2.5    | 37.7       |
| 技能                 | 33               | 39               | 1.5    | -1.5       |
| 経営・管理              | 13               | 24               | 0.9    | 9.9        |
| 企業内転勤              | 15               | 16               | 0.6    | 4.5        |
| 教育                 | 10               | 11               | 0.4    | 3.3        |
| 高度専門職              | —                | 8                | 0.3    | 105.1      |
| 教授                 | 8                | 7                | 0.3    | -0.8       |
| 宗教                 | 5                | 4                | 0.2    | -0.6       |
| 興行                 | 2                | 2                | 0.1    | -4.3       |
| 医療                 | 1                | 2                | 0.1    | 23.2       |
| 研究                 | 2                | 1                | 0.1    | -0.8       |
| 芸術                 | 0.4              | 0.4              | 0      | -2.7       |
| 報道                 | 0.2              | 0.2              | 0      | -4.1       |
| 法律・会計業務            | 0.1              | 0.1              | 0      | -0.7       |
| 介護                 | —                | 0.02             | 0      | —          |
| <b>就労が認められないもの</b> |                  |                  |        |            |
| 留学                 |                  | 311              | 12.2   | 12.3       |
| 家族滞在               |                  | 166              | 6.5    | 11.6       |
| 文化活動               | 2                | 3                | 0.1    | 5.7        |
| 研修                 | 1                | 1                | 0.1    | 5.9        |
| 合計                 | 2066             | 2561             | 100    | 7.5        |

法務省「平成29年末現在における在留外国人数について（確定値）」（2018.3）をもとに再編成して筆者作成。

現行の在留資格は、特別永住者のように、日本の過去の歴史を背負った資格や、教育、学術交流などの目的で作られているものもあるが、「定住者」を含め労働力の確保のねらいで設定されたものが少なくない。

特別永住者が減少、永住者が漸増するなか、就労、留学を目的とする在留外国人が顕著に増大している。留学生は東日本大震災の影響で一時的に減少したものの、近年ふたたび増加している。留学生は週28時間以内で資格外活動として就労できることとなっており、労働力の不足を補っている側面がある。技能実習生は制度変更のなか増大を続けている。「技能実習」は国際貢献のためと位置付けられているが、実態は後述するように、単純労働力を低賃金で確保することをねらったものといっても過言でない。

### (3) 労働力確保等をねらいとする主な在留資格の変遷と課題

#### 1) 技能実習

外国人技能実習制度は1993年に施行（1990年改正入管法）されたもので、技術習得を目指す外国人が実習実施機関と雇用契約を結んで生産活動に従事する。2000年以降、これまでの対象製造業にくわえ農業分野、水産加工食品製造分野も技能実習対象職種となった。最初の1年は研修期間として労働者とはみなされず最低賃金法の対象外であった。研修手当は極めて低く、住居代、食費などが引かれ実質的な手取りは低下した。また、ブローカーへの高額仲介金、長時間過酷労働、賃金未払い、職場からの失踪など問題も少なくなかった。

2009年入管法改正で、従来の「技術研修」に代わって「技能研修」が設けられ、研修の前置を廃止して当初より労働者として最低賃金法の対象者となった。また、入国当初より実習生として残業も一定時間内は可能となり収入を増大させることができるようになった。

実習生の保護強化をはかるため技能実習法が2016年11月に成立し（2017年9月施行）、受け入れ事業主・受け入れ派遣会社への処罰の厳格化、監視団体として検査権限、摘発権限を有する外国人技能実習機構が設立された。また、優良な受け入れ企業・監理団体を選別して、受け入れ枠の拡大や技能実習3号として実習期間すなわち滞在期間を3年から、4年ないし5年に延長することを可能とした。技能実習対象職種として介護職が加

わった。

## 2) 定住者

1989年改正入管法で、就労制限のない「定住者」という在留資格が創設され1990年6月から施行された。これまで日系2世は「日本人の配偶者等」の資格で就労が可能であったが、「定住者」の創設により、日系3世も日本で就労制限のない就労が可能となった。これにより、ブラジル、ペルーからの在留者が著増した。工場の集積する東海、北関東などの工場で働く人が多かった。

ピークにはブラジル人31.7万人（2007年末）、ペルー人6.0万人（2008年末）に達した。非正規の雇用形態多く、リーマンショック後の不況で働き先が狭まり、政府の帰国補助金の給付もあってブラジル人10万人以上が帰国した。

## 3) 高度人材職

経済社会を発展させるために専門的で高度な人材が就業してもらいたいと考えるのは、各国に共通することであり、アメリカ、ドイツ、シンガポール等でポイント制等を導入して受入れを奨励している<sup>vi</sup>。

日本では、1989年改正入管法で専門的、技術的な職種について、法律・会計業務、医療、研究、教育、人文知識・国際業務、企業内転勤、文化活動などの在留資格が新設され、就労が許可されてきた。高度人材受入れは、こうした分野や新たな発展分野で高度の専門の能力を持つ層に対して優遇措置を講じて呼び込み、受入れを図っていかうとするものである。

政府はIT基本戦略（2000年）で、2005年までにIT分野の優秀な技術者を3万人受け入れるとの政策数値目標を公表、第3次出入国管理基本計画で高度人材という用語を初めて使い、その積極的な受け入れ方針を明記した。2012年から高度人材にポイント制を導入して、高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに高度人材の活動を分け、

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、合計が一定値以上を「高度人材」と設定して優遇しようとした。優遇内容は、永住許可要件の緩和、複合的な在留活動の許容、配偶者の就業許可、家事使用人の帯同許可などである。

その後2014年に在留資格として「高度専門職」が新設された。この在留資格者は初年度2015年1508人、2016年3739人、2017年7668人と伸びているものの、他の在留資格からの変更が多く、本当に世界の優れたタレントを有する人達を新たに呼び込んでいるのか不明である。<sup>vii</sup>

#### 4) 留学

政府はグローバル戦略の一環として、世界により開かれた国として海外の優秀な人材を受け入れるべく「留学生30万人計画」を2008年に策定し、2020年をめどに留学生受入れ30万人を目指すこととしている。

東日本大震災の影響もあり留学生総数は2011年、2012年と減少したが、その後回復し31万人（2017年末）となっている。学種別構成比では、総数26.7万人（2017年度、日本学生支援機構調査）のうち、日本語学校29.5%、専門学校22.0%、学部・短大・高専30.0%（学部29.0%）、大学院（17.4%）となっている。また、2012年以降、日本語学校、専門学校留学生が著増している。<sup>viii</sup>

2010年に一本化されるまでは日本語学校在籍者の留学資格は「留学」とは区別して「就学」であった。その意味では「留学生30万人計画」の「留学生」に該当数は、上記総数から日本語学校在籍者を除いたものであって、2017年度18.8万人である。このままの推移では「留学生2020年30万人達成」は容易ではない。

また、世界の高等教育機関（専門学校を含まず）の留学生460万人（ユネスコ統計、2015年）の受け入れ国は、米国（19.7%）、英国（9.3%）、豪（6.4%）、仏（5.1%）、独（5.0%）、露（4.9%）、加（3.3%）、日（2.9%）、中（2.7%）となっており、G7のなかできわめて低位にある。

留学生の大部分（約95%<sup>ix</sup>）が「資格外活動」（本来の留学目的以外にアルバイト等の就業活動を行うこと、週28時間以内で認められている）を行っており、日本語学校の在籍者をはじめ多くの留学生は、学費、滞在費を稼ぐために就労に時間を取られて学習がおろそかになっている者も少なくない。すなわち、日本語を学習して高等教育機関などへステップアップとするのではなく、日本で就労を行う在留資格取得の方便として、日本語学校就学などの留学生資格が用いられているところもあるとみられる。<sup>x</sup>

## 5) 外国人家事労働者

家事手伝いのニーズの高まりのなか（在日外国商工会議所等からの要望等も強い）、外国人家事労働者の受入れ緩和が進められている。外交、公用のほかに、高度専門職に帯同することが認められるようになった。また、国家戦略特別区域において家事支援外国人受入れ事業を行う特定機関に雇われた外国人なども在留資格が与えられている（労基法の対象となる）。

外交官等や高度人材が雇う外国人家事使用人は2016年末で約1100人、うちフィリピン人が8割となっており、今のところ人数はとくに多くはない。

## 2 在留外国人（移民）の位置づけ

### (1) 個人の選択と国の意図

多くの国は外国人の入国に際して審査して許可を与えて滞在させている。国の利益と入国外国人の利益が一致したとき滞在がおこなわれる。

短期滞在の旅行、商用などでもビザを必要とする国も少なくないが、いずれ出国するので比較的簡単な入国審査で終わる場合が多い。中長期在留となると生身の人間としての生活が始まり、就労、医療、結婚、出産、子どもの教育、親族の呼び寄せなど生活上の様々な営みが起こる。国はその国の発展に取って利益になって摩擦を起こしにくいと考えられる人に在留してもらいたいと考える。一方、入国する外国人は、当面の利益なかんず

く経済的な利益の拡大を考える人が多いであろう。

所得の低い国の人々の中には、もっと豊かな国で仕事をして高い報酬を得て将来のより豊かな生活につなげたいと考える人が少なくない。そう考える人たちを制限なく在留できるようにしたとしたら、自国の社会が混乱するほど入国外国人が増大する可能性がある。高い能力を持っている人は低所得国出身者も含め世界的に引っぱりだこであり、高い報酬と魅力的な生活環境がないと在留を希望しないであろう。

日本の政府は、何を目的にして外国人受け入れ政策を行ってきたのであろうか。

かつて日本は人口増大プレッシャーの中、南米や北米、ハワイに移民として人を送り出す政策を行っていた時期があった。戦後の高度経済成長によって有数な経済大国となり、1人当たりの所得も増大し、職探しや貧しさから逃れるために外国に出かける人はほとんどいなくなって政府が外国への送り出しを手助けすることはなくなった。

1980年代以降、グローバル化、少子高齢化のなか、単純労働やきつい仕事（3K）、高度の専門的な職種において経済好況期を中心に労働力不足が見られ、その対応策として外国人受け入れが促進されている。

## （2）共生社会と多文化主義

政府は日本の経済社会に活力をもたらす外国人や国際貢献としての技能研修生の受入れを標ぼうしてきた。受入れた後は在留外国人との共生社会の形成を謳っている。在留外国人を地域の一員としてお互いの生活スタイルを尊重しつつ交流を深め、支障なく生活できることが望ましい。

ただ現実には、職種、出身国、在留地、年齢、性別など在留者はさまざまであり、生活習慣等が大きく異なる場合、多くの問題が生ずることである。出身国が同一の人々が移住先でエスニックコミュニティを作ってかなり閉鎖的な地区を形成する場合もある。そこでは出身国の言葉や、生活習慣がそのまま活かされる。

移住のもたらす共生社会をどう形成していくかその理念は多文化主義と同化主義に大別できる。共生社会の目指す方向や国・地方自治体の政策はその濃淡で異なってくる。

先進国の移民政策は伝統的な移民国家である米、加、豪などでは、入国時に永住を認める移民と、そうでない入国者に分けられる。移民の統合政策の理念は米を除いて多文化主義（multiculturalism）といわれている。多文化主義は移民の言語、文化、宗教などの多様性を最大限尊重しようとするものである。多文化主義を掲げている国でも、近年、入国時に強いコントロールを行っている国が多くなっている。

カナダは難民を除いて、自国の経済にメリットの高い人、財産を一定以上持っている人を重視して入国を認めている（2015年度27万人、うち高度人材・起業家など経済ベースが63%、家族再統合24%、難民12%）。アメリカは非正規移民（不法入国者、不法滞在期間延長者）が約1100万人おり、その扱いで現在でも国論が分かれている。毎年の移民受け入れは100万人程度で、家族再統合の移民受け入れが受け入れ総数105万人の65%（2015年度）となっている。

西欧各国は、移民の増大、大量のシリア難民への対処などに追われてきた。各国で対処の考えは異なるものの多文化主義の考えは弱まり滞在国の言語や制度・習慣の習得が重視され、同化主義の傾向が強まっているといわれている。

ドイツはトルコ、ルーマニア、シリア、ポーランドなどから大量の移民・難民を受入れてきた。人口の約10%が外国籍者であって、「移民の背景を有する人々」というカテゴリーでは約20%をしめている。統合政策においては、①移民はドイツ語を習得すること、ドイツの法規範・制度を知り、②普遍的価値（法治国家の原理、人権の保護、両性の平等、政教分離）を理解すること、③統合原則を守る者には政府がサポートして経済的な自立を促すことにしている。統合原則を守らない者を排除してドイツの文化や生活様式への同化を強いるものではないか、ムスリム移民を敬遠するもの

ではないかとの見方もある。<sup>xi</sup>

フランスは、ドイツ同様、移民人口比率は10%以上に達し<sup>xii</sup>、アルジェリア、モロッコ、チュニジアなどの旧植民地からの家族移民（呼び寄せ、帯同、結婚等）や難民の受入れが多い。移民に対してフランス語、共和国の理念などフランスに関する知識の習得を求めている。

イギリスでは、インド、パキスタン等旧英植民地からの移民にくわえ、近年ポーランド等EU諸国からの移民が増大しており、移民人口比率は10%を上回っている。2016年6月の国民投票でEU離脱が決まったが、EU内外からの移民の増大への不満も影響しているとみられている。

このように、移民の受入れには、人間生活の共通性に目を向けて多くの人々の参加、つながり、融合をめざすか、独自性と差異に目を向けそれぞれの移住者の生活様式をどのように尊重していくか、その折り合いをどのようにつけていくかなど難しい問題を内在している。テロの多発などもあって安全保障上の懸念も強まり、西欧では移民の固有の文化、アイデンティティの尊重を高く掲げる多文化主義の理念が薄らぎ、寛容さが後退しているのではないかと懸念がある。

移民の実際の生活は、ニューヨークやパリ、ロンドンなど多様な国籍の人々の住むコスモポリタンの、トランスナショナルな大都市域と大都市近郊、地方の都市では大きく異なるであろう。日本では、地方都市を中心に2001年に外国人集住都市会議が発足して在留外国人との共生に力を注いでいる。2006年に総務省は多文化共生を具体的に進めるため「地域における多文化共生推進プラン」を公表している。

### 3 移民活用政策と経済社会への影響

#### (1) 移民活用政策の提言

少子化の急速な進展に対して、様々な対策が取られ2014年頃まで合計出生率の若干の改善がみられた。希望出生率1.8の実現と相まって、50年後

に1億人程度の安定人口を確保できるよう移民の増大が提言されてきた。政府は、人口を増大するために移民政策はとらないとしているが、民間からは安定的な将来人口の確保、経済社会の維持発展のため移民の活用を説く提言も少なくない。

経団連は2015年1月の「日本再生ビジョン」で、経済・社会の変化や時代のニーズに適合した受入れ・定住体制整備（日本型移民政策）を進めることで、日本が意欲・能力のある外国人材に選ばれる国として「少なくとも、2030年代に、外国人材の数を現在からの倍の400万人に」という目標を掲げている。<sup>xiii</sup> この時の外国人の全人口比は約3.3%になるという（2012年のOECD平均は14.0%）。合計出生率の改善（2020年1.8、2030年2.07）と相まって50年後も1億人の安定した人口構造を想定している。

日本経済研究センターは、人口比で英国の半分程度の毎年20万人までの移民の受け入れを提言している（2013年12月）<sup>xiv</sup>。これにより、8兆円（GDP比1.5%程度）の財政支出の投入による合計出生率1.8への回復と相まって、2060年で1億人程度の安定人口規模を確保できるとしている。年20万人の移民の円滑な受入れのため、高等教育機関への留学生を増やし毎年5万人が卒業後日本に残って就業滞在するようにする、ニーズがありながら人手不足な介護・育児にも就業してもらうこととしている。（台湾では外国人労働者36万人の半分が介護・育児に従事）。

毛受敏弘氏は、外国人の受け入れを徐々に増やし2035年で440万人の在留外国人を提唱している。2015年の東京23区の外国人割合4.4%を考慮して（とくに住民同士で問題がおこっていないとみられる水準）、2035年の将来推定人口1.1億人の4%、440万人、年25万人程度までの受け入れを目途としている。<sup>xv xvi</sup>

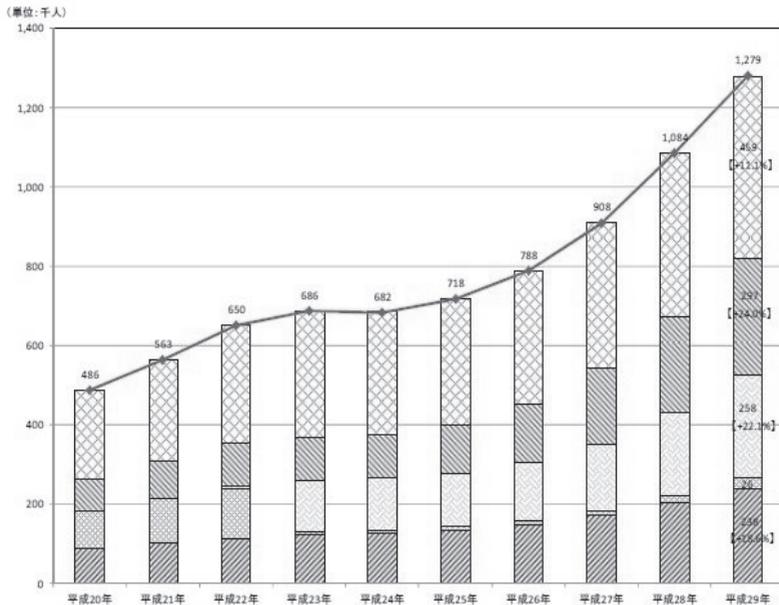
前述したように、近年、在留外国人は増加傾向にあり、2017年まで4年間の平均で12万人、2017年だけでは18万人に増加している。現在の増加ペースは、経団連の提言を超え日経センターの提言に近づいている。

## (2) 外国人労働者の急増

上記の提言の移民は在留外国人を意味していると考えられるが、在留外国人（法務省入国管理局統計）は在留者全体であり、在留者のうち就労にだけ着目すると外国人労働者数（厚労省統計）でみる必要がある。在留外国人の中でも就労している人数、割合が急増している。（第1図、第2図参照）

外国人労働者は近年急増して2017年10月現在で127.9万人（対前年度比19.5万人、18.0%増）となっており、在留外国人数に対する外国人労働者数の比率も累増して、2013年末の34.8%から2017年末には50.0%に達している。<sup>xvii</sup>

第2図 外国人労働者数の推移



厚労省「外国人雇用状況」の届出状況（概要版）（2017年10月末現在）（2018年1月）棒グラフの区分は、上から、「身分に基づく在留資格」、「資格外活動」（留学生のアルバイト）、「技能実習」、「特定活動」、「専門的・技術的分野の在留資格」である。

在留資格別では、「身分に基づく在留資格」46万人（全体の36%、対前年同期比8.0%増）、留学26万人（同20%、同23.8%増）、技能実習26万人（20%、22.1%増）、専門的・技術的分野24万人（19%、18.6%増）と、留学、技能実習の急増が目立っている。国籍別では、中国37万人（対前年同月比8.0%増）、ベトナム24万人（同39.7%増）、フィリッピン15万人（同15%増）、ブラジル12万人（同10%増）、ネパール7万人（同31%増）と、ベトナム、ネパールが急増している。就労地は、多い順に東京39万人、愛知13万人、大阪7万人、神奈川7万人、埼玉6万人となっている（この5都府県で全体の56%）。

こうした外国人労働者は我が国の経済社会の運営にとって欠くことのない存在となっている。技能研修生、留学生等は厳しい現実と直面しているが希望を失わず働いている人も少なくない。<sup>xviii</sup>

### （3）在留外国人（移民）増大の影響

在留外国人なかんずく外国人労働者が急増しているが、日本の経済社会にどのような影響を及ぼすのであろうか。

#### 1) 労働市場、企業経営

人手不足を補うために在留資格を拡充している。人手不足の露呈される職種が中心であるので日本人の失業が増大することは全国的に見れば考えにくい。移民の技能、就業地域の産業・雇用構造等で影響は異なるものの低賃金、低生産性、長時間労働が温存されやすくなるであろう。対応いかんでは働き方の改革を阻害しよう。

労働力が絶対的に不足しており、少々の賃上げでは人が来ない企業等では、業務の遂行に不可欠な人材が確保されるので一時的には事業は存続する。AI（人工知能）など先端の技術等を活用し生産性を上げ賃上げをさらに行ったうえで存続を図るべき企業等が、好不況の緩衝材として外国人労働者を使用しながら当面生き残ることになりやすい。

また、建設業など伝統的職種等において、労働力不足対策として効果はあっても、数年の滞在期間では技能の継続・伝承が中途半端になりやすいであろう。

## 2) 社会生活、財政負担

多様な文化的背景のある移民の増大は、地元地域住民の平穏な生活が損なわれる恐れがあり、多文化共生、社会的な統合の難しさを孕んでいる。

はじめはゴミ出し1つとっても摩擦が生じやすいが生活のルールを知ってもらうことで多くは解消しよう。教育、医療、福祉など費用負担で齟齬をきたしやすいが国民健康保険等で適切なルールを徹底する必要がある。

外国人労働者は生身の人間である。移民政策ではないとあって、家族の帯同を認めない、期限がきたら帰国してもらうと定めても完全に履行されるとは限らない。不法在留者が増大、犯罪の増大を心配する向きもある。不法残留者は4年間連続して増加して2017年末には6.6万に達している。(短期滞在からの不法残留者4.6万人、次いで技能実習0.7万人、留学0.4万人となっている。)

在留していれば消費税、住民税等の負担を行っている。就労していれば所得税等の負担をおこなっている。地方自治体は住民に医療福祉、教育など多くのサービスを提供しており、地方の財政負担は在留外国人からの税収より重いと見られやすいが、確たる統計は見当たらず明瞭なことは言えない<sup>xxx</sup>。

## 3) 経済成長

マクロ経済的には、労働力不足経済では労働量を補完するので一般的には経済成長促進に寄与しよう。ただし、技能の低い職種の移民が多いと、中長期的には生産性の低い分野から高い分野への経済資源の移動を妨げ、経済成長が抑制されて所得の増大を妨げることも考えられる。

一方で高度人材をはじめ技能の高い在留外国人は、生産性を高めるとと

もに日本人中心の単一的社会に多様性（diversity）、複合性（complexity）をもたらし、経済社会に新たな刺激を与えることとなれば、イノベーションを促進して経済成長や社会の活性化に貢献しよう。

#### 4）人口・少子化（効果は限定的、補完的）

在留外国人の増加はその限りにおいて、まず人口総数を増大させる。

また、受入れ国民と結婚して子どもが生まれ新たな家庭が営まれることも少なくない。移民と受入れ国民の結婚比率は外婚率といわれる。移民の出身国、宗教、性別、時期などで欧米諸国では数値は大きく異なっているが数%から20%を超えることもある。<sup>xx</sup>日本に関して外婚率の統計は見当たらないので日本人の国際結婚（夫婦の一方が外国人である婚姻数）を見ると、2006年4.5万件（全婚姻数の6.1%）をピークに2015年には2.1万人（同3.3%）となっている。<sup>xxi</sup>

在留外国人の増大に伴い帯同家族の増大や帯同家族の出生数の増大、外婚数と外婚家族の出生数の増加が考えられる。在留外国人関連の出生数は在留資格に家族帯同が今後どの範囲で拡充されるか、外婚率がどう変化するか等に左右される。一般的には、在留外国人の増大のなかで在留外国人関連の出生数、同出生数と全出生数の比率は増大していくことが考えられる。

また、日本人の出生数、労働力人口が減少しているなかでは、総人口と在留外国人の比率が増大していく。外国人労働者は20歳代、30歳代が多いので、若年人口における在留外国人比率は総人口比以上に増大する。年齢層別人口構造のアンバランスを緩和する方向に作用しよう。

少子化が改善しないとすると在留外国人数、同比率は第2表のようになる。すなわち、少子化が改善せず合計出生率1.44が継続するとして、在留外国人が年10万人増加するすると、2030年には在留外国人は399万人（人口比3.3%）、2060年には828万人（人口比8.7%）、年25万人ずつ増加すると、2030年に665万人（5.4%）、2060年には1767万人（17.0%）に達する。2100年では10万人増ケースで1200万人（19.1%）、25万人増ケースでは2856万

人（36.0％）に達する。

現在の在留外国人の増加ペースは加速しており、25万人増加ペースは非現実的とは必ずしも言えず、少子化が改善しがない限り、このまま推移すると世界有数の移民国家に変容することが想定される。

第2表 外国人比率の将来推計（少子化非改善、合計出生率1.44継続）

|                 | 2015年 | 2030年 | 2060年 | 2100年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| ケース1 在留外国人増加0万人 | 万人    | 万人    | 万人    | 万人    |
| 総人口             | 12709 | 11790 | 8866  | 5306  |
| 在留外国人           | 223   | 223   | 223   | 223   |
| 外国人比率           | 1.8%  | 1.9%  | 2.5%  | 4.20% |
| ケース2 同10万人      |       |       |       |       |
| 総人口             |       | 11966 | 9471  | 6283  |
| 在留外国人           |       | 399   | 828   | 1200  |
| 外国人比率           | 同上    | 3.3%  | 8.7%  | 19.1% |
| ケース3 同25万人      |       |       |       |       |
| 総人口             |       | 12232 | 10410 | 7939  |
| 在留外国人           | 同上    | 665   | 1767  | 2856  |
| 外国人比率           |       | 5.4%  | 17.0% | 36.0% |

社人研将来人口推計（2017年4月）の中位推計・条件付き推計をもとに、2015年の在留外国人223万人をベースに外国人、外国人比率を筆者推計。（社人研の中位推計は、合計出生率は1.44で推移、純外国人移動数を年約7万人増としている。）

#### （4）新たな外国人労働者受入れ方針の決定と少子化対策の位置づけ

##### 1）「骨太方針2018」

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月閣議決定、いわゆる「骨太方針2018」）で、新たな外国人受入れ方針を決定した。中小・小規模事業者の人手不足等に対応するため、「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。」「このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受け入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」ことにしている。

受入れ業種は今後検討されることになるが、農業、建設、宿泊、介護、造船が予定されている。外国人材に求める技能水準は業所管省庁の試験で確認、簡単な日本語能力試験を行うことにしている（技能実習（3年）を終了した者は免除）。

在留期間の上限は5年で家族の帯同は基本的に認められない。試験等で高い専門性が認められれば、現行の専門的・技術的分野の在留資格に移行して在留期間の上限がなくなり、家族帯同も認められることとなる。

この新在留資格の創設以外では、「高度人材ポイント制」についてポイント加算の拡大、留学生の卒業後の国内就職支援の充実、介護の技能実習生の在留継続促進、外国人起業家の受け入れ拡大等を進めることにしている。また、受入れ環境の整備のため多言語での生活相談対応、日本語教育の充実などを図り、法務省が司令塔的な役割を果たしつつ国・地方が連携して外国人が共生できる社会の実現を目指すとしている。

このように、人手不足が激しく比較的単純労働とみられていた分野にまで、新たな即戦力として外国人労働者に対して広い門戸を開こうとしている。

## 2) 軽い少子化対策の位置づけ

今回の骨太方針は、少子化の改善、人口減少の抑制を謳うよりも人口減少・少子高齢化への適応を強調している箇所が多い。少子化対策に直接関連する叙述は限られている。

「第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組」の最後「7 安全で安心な暮らしの実現」の「(5) 少子化対策、子ども・子育て対策」で、「少子化という、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない国難を克服するため、子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、ともに応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目ない支援に取り組む。子ども・

子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源確保していく。」と述べられている。

また、「第4章 当面の経済財政運営と2019年度の予算編成に向けた考え方」の冒頭で、「政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指す。」としている。

しかし、他の多くの対策では、詳細な施策が沢山のページを使って述べられているのに少子化対策の具体策は述べられず、また、2017年の骨太方針までであった「希望出生率1.8の実現」、2016年の骨太方針まで明記されていた「50年後以降も1億人の人口維持」との2大少子化対策目標も消えている。最優先課題の1つとして少子化脱却を図ろうとする姿勢、意欲が欠落している。

一方で、社人研の2017年4月の中位推計（合計出生率1.44を前提、政府目標・少子化対策の将来効果が反映されていない<sup>xxii</sup>）を随所に引用して、少子高齢化、人口減少が進行するので、それに見合った社会保障、教育（学校統廃合、学級減等）、インフラの整備（コンパクト化など）の必要性を強調している。すなわち、少子化の進行を前提にそれに合わせた形に経済社会を形成していこうとする方向が色濃い。こうしたなかで外国人材の活用の重視は、当面の経済対策としては有効であったとしても、外国人材依存に拍車がかかり少子化脱却は置き去りにされて、長期的には経済社会の持続性、継続性が確保できなくなることが懸念される。

## 4 今後の少子化対策

### (1) 移民政策と少子化対策

「移民政策をとらない」と政府が言明しても、現行在留資格制度は基本的に5年間の在留を認め、一定の条件を満たせば永住資格を与えている。

永住をはじめから目的としなくとも永住が促進される形となってきている。

問題解決の基本は国民自らが行っていくことである。少子化対策が目に見えた効果を発揮していないなら、原因を究明して、的をいた政策を強力に展開することが基本である。

現在の日本の経済社会にとって、在留外国人なかんづく在留外国人労働者ではなくてはならない存在になっている。例えばコンビニエンスストアだけでも4万人以上の外国人が働いている。<sup>xxiii</sup> 賢明な受入れと活用が不可欠なことは間違いない。ただ、大量の在留外国人の受入れは、少子化の脱却がない限り経済社会の長期的なアンバランスを拡大することとなる。

移民の効果は限定的、補完的である。適度な移民は労働力不足を補い人口減少の抑制効果はあるにしても、少子化の基本的解決にはならない。希望出生率1.8の確保が当面の目標としても合計出生率が2.07程度（人口置換水準を維持する合計出生率）にならないと人口は安定しない。

日本社会の将来に係る重要な選択を、国民的な議論なしになし崩しに行なわれている。国民は思いも寄らない結果、想定外の事態に将来遭遇する恐れがある。

ここでは、外国人人材の活用に関連して、人材確保の課題、共生社会の形成について付言しておきたい。

#### (外国人人材確保の課題)

小規模企業や農業の人手不足の担い手として、ベトナム、ネパール、中国などから技能実習生が迎えられている。例えば、茨城県の野菜農家などでは、中国、ベトナム、ネパールなどの国々からの技能実習生が就労しその労働がなければ業務の存続は不可能になっている。技能実習生を上手に活用して高所得を挙げている農家も少なくない。しかし、安い賃金で雇えるから外国人労働者を雇うという発想では適切な人材は雇えなくなるし、当該産業の将来の発展は見込まれない。叶氏は当該産業の将来発展のために外国人労働者を「日本の最低賃金プラス2割加算」ルールで雇うことを

提唱している。<sup>xxiv</sup>

高い賃金等を求めて失踪する技能研修生もいる。技能実習生の不法残留数が短期滞在を除いた不法残留総数2.2万人のうち在留資格別で一番多い。5年間増え続け2018年1月現在で続け6900人に達している。在留資格技能実習27.4万人比で2.5%である。

建前である国際貢献目的と現実とのずれは大きい。低賃金を理由に外国人労働者を確保する時代は終わりに近づいている。

移民送出国の経済発展による所得の増大、出生率の低下等のなか、海外への出稼ぎ労働者が減少する、あるいは受入れ国となる事態が想定される。「ルイスの転換」を経過して、地方からの出稼ぎがなくなり、賃金が急上昇していくと単純労働の出稼ぎ送出国が受入れ国に転換していく国も出てくる。賃金が伸びず非高賃金国である日本の外国人労働者受入れにかかる国際競争力の低下が懸念される。中国では近年、農村からの沿岸等への出稼ぎ労働者が払底してきて沿岸部大都会はじめ賃金上昇は激しい。日本との最低賃金格差も急速に縮小している。中国は労働力輸出国から輸入国に転じつつある。こうした傾向は将来の東南アジア諸国等にも言えることである。高度人材も各国引っ張りだこである。待遇が悪ければ本当の意味でのグローバル人材の確保は難しい。

このように、移民が膨れ上がってしまうのではとの心配とは別に、長期的にみると能力の高い移民が日本に在留してくれるか、日本が選択されるのかとの逆の問題が出てきている。すなわち、少子化が改善せず出生率の減少が続いて、経済の停滞や日本経済社会の魅力が減退していった場合、いつでも日本に来てくれるとの前提は変化し日本は移民対象国として発展途上国等から選ばれない恐れがたかまる。

また、これからのグローバル化社会を考えると人材ことに高度人材は相互乗り入れも活発化しよう。国際的な中間層（グローバル・ミドル・クラス）の移動も増大しよう。日本は受入ればかりではなく、日本人がもっと海外へ出ていく、海外留学、海外就業、海外起業を行っていく時代である。日

本人が定住者として海外で活躍していくことももっと検討する必要がある。

(共生社会の実現)

在留外国人の出入国管理の国の方針は出入国管理基本計画に示されており、現行の第5次計画は2015年9月に決定されている。そこでは、今後の基本方針として、

- ①我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- ②開発途上国への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
- ③受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと 等を掲げている。

①では、高度人材、介護も含め専門的・技術分野等の受け入れ促進、留学生の就職支援等を掲げ、②では、単純労働、低賃金労働として利用されることを防止し、技能実習生の人権侵害がないよう保護に配慮する、対象職種はニーズに即して拡大することになっている。③では、市区町村との情報連携等のもと外国人との共生社会実現施策を進めることにしている。また、少子高齢化の進行を踏まえた外国人受入れについての国民的議論の活発化を掲げている。

共生社会の実現にむけて関係市町村等が具体的に活用できるよう、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」(2006年)、「多文化共生事例集」(2017年)に公表している。職種、出身国、在留地、年齢、性別など様々な在留外国人と日本人住民が柔軟な発想のもとに多文化共生社会を組み立てていく必要性がますます高まっている。受入れ国側の発想だけではなく、在留外国人を一旦受け入れたからには在留外国人から見た視点を見逃さないことが重要である。在留外国人が働き場や住宅を探すときにも支障がないようきめ細かい配慮が必要となる。<sup>xxv</sup>

在留者が地域社会から切り離され疎外されていると感じてさまざまな摩擦や問題が起こらないよう、複合的な包摂の観点から施策の展開が期待さ

れる。日本が意図する、せずつかかわらず移民社会に向かうのであれば、それに見合った経済社会システムの構築、日本の社会と個人に変化への受容力、忍耐力、覚悟を迫っているといえよう。<sup>xxvi</sup>

また、移民から見れば「ディアスポラ」diasporaといわれるように、本国と受入れ国間で多様なつながりを構築している人も少なくない。永住資格を取って永住者として社会に同化して暮らす場合であっても出身国との関係は続くものである。人々の移動の自由は保障されるべきものであり、様々な移動や情報の交換等を通じて国際的理解や交流が深まっていく。

## (2) 今後の少子化対策

効果的な少子化対策については別稿で論じた。未婚化対策、子育て支援の強化などに加えて、政権トップのリーダーシップや少子化担当大臣の積極的役割発揮、月次の少子化対策フォローアップ閣僚会議の開催、国立の少子化問題研究所の創設などを提言した。<sup>xxvii</sup>

ここでは、教育における少子化問題対応の重要性を指摘したい。

性的マイノリティ (LGBT) などの擁護がよく語られる一方、個人の生存・幸福と経済社会の持続・継続との関連性に関する関心は薄い。「結婚して子どもをできるだけ持った方が良いのではないか」ということを公言することが、本当はそうではないのに個人の人々の自由な生き方を制約するものとして憚れる社会の雰囲気（空気）が濃厚である。

結婚、出産、家庭、家族、少子化など公教育ではどのように扱われているのであろうか。学習指導要領が2017年3月末に改定され、2020年から新学習指導要領に基づく教科書の使用が開始される予定である。

改訂の基本方針として、中央教育審議会答申（2016年12月）では、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる、「生きる力」の育成と、我が国の子供たちの学びを支え、世界の子供たちの学びを後押しする」ことにしている。

教科別には、家庭科・技術・家庭科では、「家族・家庭生活、乳幼児、

高齢者、食育、日本の生活文化、金銭管理、消費生活や環境に配慮したライフスタイル、生涯の生活設計等に関する内容や学習活動を充実する。」ことにしている。これを受けて、改訂中学校学習指導要領では、「家庭」に変わり「家族・家庭」の機能について理解を深めることにしている。改訂高等学校学習指導要領の家庭科では「家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わり、家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題について理解を深めること。」としている。

問題は何を具体的に教えるか、その拠り所として教科書の内容が大切である。民法に従い婚姻の自由や夫婦の協力義務など記述するのは重要であるが、結婚の意味・意義や個人の一生と社会の持続性との関連なども忘れてならない点である。また、少子高齢化が現代日本社会の特徴を表しているに用語であるが少子化をあたかも自然現象のように変えることのできない傾向ととらえるのではなく、原因をよく把握して政府の最重要政策課題の1つとしての的を得た施策を進めれば脱却が必ずしも不可能な課題ではないことを説明する必要がある。また、妊娠・出産などについて正しい知識教育（いわゆる性教育）が必要であり、少子化との関連では、パートナーとの出会い、晩婚化・晩産化に伴う不妊リスクの増大など年齢と出生などについてもふれる必要がある。

## むすび

少子化の急速な進展に対して様々な対策が取られてきたが、狙いと対策がずれていることもあって十分な成果が上がっていない。合計出生率の再低下、出生数の急速な低下が続いている。最新統計（本年6月公表）によると、2017年の出生数は対前年比3.1万人減の94.6万人、合計出生率は0.01下がって1.43、婚姻数は対前年比2.2%減の60.6万件、人口の自然減は6.4万人増えて39.4万人となっている。未婚化、晩産化が更に進み、少子化は改善どころか悪化して人口の減少も加速化している。

少子化対策が効果を発揮できず出生数が低下するなか、在留外国人なかんづく外国人労働者のみが増大傾向にある。政府は新たな在留資格を創り即戦力として技能・専門性を有する人材の拡大方針を決定している。「移民政策はとらない」とし外国人労働者の拡充は少子化対策や人口減少対策の一環ではないとしているが、移民という言葉を行政上使用、使わないにかかわらず、外国人労働者拡大は国際的には移民政策の範疇に入ってくるものである。移民増大政策には国民の理解とコンセンサスが必要である。今日の選択が将来の国の姿にも影響してくることをよく国民に知ってもらったうえでの選択でなければならない。このままでは、少子化に歯止めがかからないなか外国人労働者の増大がアンバランスにつづき、在留外国人の活動に大きく依存した移民社会に向かっている。

国際交流の推進、人手不足の補完等のため在留外国人の増大が当面続くことになるとしたら国民的合意のもと賢明な受入れと定着が必要である。しかし、少子化対策の本流はそこにはない。本筋は、経済社会の持続性、継続性を尊重して、国や地方、企業、地域、国民が自ら積極的に対応していくことである。未婚化傾向の改善を重視した的を射た少子化対策の推進、すなわち若者が結婚し子どもを生き育てやすい社会を最優先で構築することである。結婚・家庭と社会の持続性・継続性との関連についての教育を充実するとともに、経済資源の配分を結婚支援・子育て支援に積極的に振り向け、少子化脱却に向け目に見える結果が生じるようにすることが喫緊の課題である。

## 注

- i 大林千一前帝京大学経済学部教授には人口問題、人口推計等に関しこれまでたいへん有益な示唆をいただいていた。ここでも改めて謝意を表したい。
- ii 広辞苑（第7版）
- iii OECD（2018年）例えば255p参照。また、移民受入れ制度は技能実習制度のような一時的な移民受入れ制度と永続型の移民受入れ制度に2分される（上林千恵子「外国人労働どう向き合う 上」（「経済教室」日経新聞2018.6.25）参照）
- iv 毛受敏弘（2017）図7等をもとに再編成している。
- v 労基法上の適応除外、労働者とみなされていない。
- vi 本稿の諸外国の移民政策の実態については、移民政策学会設立10周年記念論集刊行員会（2018）10章の手塚沙織（アメリカ・カナダ）、塩原良和（オーストラリア）、昔農英明（ドイツ）、宮島喬（フランス）、柄谷利恵子（イギリス、EU）、宣元錫・武田里子（韓国・台湾）の諸論文等に拠っている。
- vii 移民政策学会設立10周年記念論集刊行員会（2018）5章 倉田良樹・松下奈美子「外国人受け入れ政策」91p
- viii 同上 佐藤由利子「留学生政策」95p図1による。
- ix 厚労省「外国人雇用労働調査（2017年10月末現在）」によれば、留学生の労働数（資格外活動）29.7万人であり、これを留学生在留資格者数（31.1万人、2017年末）で割ると95.5%
- x 実態は芹澤健介（2018）に詳しい。注vと同じ 昔農英明「ドイツの移民政策」194～195p参照
- xi 注vと同じ 昔農英明「ドイツの移民政策」194～195p参照
- xii 移民比率を見る場合、出生地と国籍と2つの把握の仕方がある。①全人口と外国生まれの人口比、②全人口と外国籍人口比の2つであり、国によっては①と②で大きく異なることがある。2016年の数値はそれぞれドイツ14.0%、11.1%、フランス12.3%、6.8%、イギリス13.7%、9.0%、アメリカ13.4%、7.0%である。米英加豪のように国籍について出生地主義の国が少なくないせいもあり、OECD（2018）A 4表（350-351p）のように①で移民比率を見るのが一般的である。なお、日本の国籍はドイツ同様に血統主義のであり①に当たる統計は日本はなく②のみで1.7%である。  
国籍と移民の定義については木下富夫（2016）22-24p参照
- xiii 経団連（2015年1月、2015年4月）参照
- xiv 日本経済研究センター（2013年）参照 ただし、総人口に占める外国人の比率は2060年に8%、2100年には14%に増大するとしているが、日本人の合計出生率が1.35程度で変わらないとすると総人口は急減するので、外国人比率は本文2表のとおりもっと高まるはずである。
- xv 毛受敏弘（日本国際交流センター執理事）（2017年）228～229p参照  
2017年末の在留外国人は256万人であるので、2035年440万人とすると、今後18

- 年間では平均10万人を新たに受け入れることでよいということになる。
- xvi この他、坂中英徳移民政策研究所長は年間20万人、50年間で1000万人の移民を受け入れる「日本型移民国家構想」を提唱している。
- xvii 在留外国人（法務省入国管理局統計）を分母に外国人労働者数（厚労省統計）を分子に割ったもので、前者は年末、後者は10月1日現在であるので正確には整合しないが、全体的な傾向を知るには支障ないと思われる。
- xviii こうした実態については芹澤健介（2018）に詳しい。
- xix OECD（2016）第3章参照 また、移民の納税額は同年の社会保障受給負担額より多い（フランスにおいて2009年）との指摘もある（園山大祐「移民政策の現状と課題（中）2018.4.26日経新聞「経済教室」）。一部の移民による医療、生活保護など社会保障制度の悪用を問題視する向きもある。
- xx 木下富夫（2016）30-33p
- xxi 厚労省「人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」（2017年1月）による。国際結婚件数の在留外国人数に対する比率は0.9%（2015年）である。
- xxii 社人研の中位推計等の問題点は、川本 敏（2017）に詳しい。
- xxii 芹澤健介（2018）5p 大手3社だけで2017年に4万人を超え、全国平均でスタッフの20人に1人は外国人である。
- xxiv 叶芳和（2018）参照
- xxv 法務省委託調査「外国人住民調査報告書」（人権教育啓発推進センター）2017年6月参照
- xxvi 例えば、ニューヨークでは、移民の統合の一環として社会の存続にかかわるような仕事、例えば警察官の職に政策的に入職を促進したという。
- xxvii 川本 敏「少子化対策の現状と効果的な対策の推進」『白鷗大学論集』（32-2 2018.3）で考察している。

## 参考文献

- 移民政策学会設立10周年記念論集刊行員会『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』2018年、明石書店
- 五十嵐泰正、明石純一『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』2015年、明石書店
- 大林千一「地域人口関連統計図表の収納庫」<http://pop-obay.sakurane.jp>（2018年5月11日更新）
- 叶芳和「外国人実習生受入れ 日本の競争力低下——低賃金利用から人材活用へ意識改革を」、「農業経営者」2018年3月号
- 川本 敏「少子化対策の現状と効果的な対策の推進」『白鷗大学論集』（32-2 2018.3）
- 川本 敏「社人研の新将来推計人口と推計方法等の改革」『白鷗大学論集』（32-1 2017.9）
- 木下富夫「日本における少子化問題と移民の受け入れの可能性」『武蔵大学論集』（63-2・3・4号 2016）

川 本 敏

- 経団連 「「豊かで活力ある日本」の再生」2015年1月、同「人口減少への対応は待ったなし——総人口1億人の維持に向けて」2015年4月
- 小泉康一、川村千鶴子『多文化「共創」社会入門』2016年、慶応義塾大学出版会
- 芹澤健介『コンビニ外国人』2018年、新潮社
- 瀧澤三郎 「難民問題と労働移民」、「WORK & LIFE」2018年3号
- 日本経済研究センター「人口減・高齢化に歯止めを——移民受入れ、年20万人目標に」(2013年12月)
- 日本司法書士会連合会涉外身分登録検討委員会『涉外家族法実務からみた在留外国人の身分登録』2017年、民事法研究会
- 毛受敏弘『限界国家 人口減少で日本が迫られる最終選択』2017年、朝日新聞出版
- 文部科学省「中学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領」(2017年3月)
- 東自由里、進藤修一『移民都市の苦悩と現実 ニューヨークとフランクフルト』2015年、晃洋書房
- OECD International Migration Outlook 2018、同2016
- Stephen Castles, Mark. J. Miller, 'The Age of Migration: International Population Movement in the Modern World 4<sup>th</sup> edition' 2009 邦訳『国際移民の時代(第4版)』2012年、名古屋大学出版会

(元本学経営学部客員教授)